

## 建設事業の評価について

(意見具申)

平成21年3月16日

大阪府建設事業評価委員会

道路事業【国道309号(河南赤阪バイパス)道路整備事業】については「事業継続は妥当」と判断する。

・本路線は大府と奈良県との主要な府県間道路であり、地域防災計画の緊急交通路にも位置づけられている。本事業区間は幅員狭小・線形不良と渋滞対策ポイント(森屋交差点)の解消を図り、交通量の増大に対応するためのバイパス整備である。

・本事業の完成予定年度は未定となっている。今後、安全対策上必要な1期区間の歩道未整備箇所の整備を平成22年度までに進めるが、残る1期区間の4車線化、2期及び3期区間の整備については、府の財政状況を踏まえ事業スケジュールを見極めたうえで、本委員会に報告することを確認した。

港湾事業【泉州港】については「一時休止は妥当」と判断する。

・本事業は関西国際空港2期事業の展開に伴う旅客・貨物の増加に対応した海上アクセス基地として、また完全24時間運用の海上国際空港に直結する我が国唯一の港湾として整備するものである。

・本事業は社会情勢や府の財政状況から早期に整備し事業効果を発現することが困難なことから一時休止し、事業計画の再検討後、本委員会の審議を受けたうえで事業を再開するものであることを確認した。

(3) 再々評価対象事業 (別紙参照[P16-23])

農空間整備事業【広城宮農団地農道整備事業(岩湧地区)】については「事業継続は妥当」と判断する。

・本事業は南河内地域から泉州地域に至る基幹的農道網の一環として、河内長野市南部の急峻な山地により分断された農業集落や農地を相互に結びつける農道を整備するものである。

・当初計画路線の未施工区間の土地(約400名の共有地)について、当初共有地として用地買収する予定であったが、地権者が区分所有を主張したことにより用地の早期取得が困難となったため、今回、事業の早期完了を図るため計画路線の一部を変更するものである。変更ルートに係る道路用地の取得に向けては既に境界確認等で地権者の協力を得ており、今後速やかに取得を開始するものであることを確認した。

・前回評価時(H16)と比較して農家戸数の減少に伴う便益の減少はあるが、リサイクル促進効果(発生残土の地区内利用促進)などの項目で便益の増加があることを確認した。

・今後事業計画時のルート設定の用地調査にあたっては、土地所有者への聞き取りや地元自治体への照会により登記簿と実際の土地の管理状況の把握に努めることを確認した。

# 建設事業の再評価について

(意見具申)

平成23年1月17日

大阪府建設事業再評価監視委員会

## 1 はじめに

大阪府では、平成22年度に建設事業評価の手法を見直し、これに伴い、従前  
の大阪府建設事業評価委員会は、大阪府建設事業再評価監視委員会と改称され、  
その役割も以下のとおり変更された。

- 審議対象をダム事業・河川事業を除く再評価・再々評価案件とする。
- 府等が作成した対応方針（原案）について審議を行い、知事等に対し意  
見を具申する。

平成22年度は、再評価案件6件、再々評価案件8件の対応方針（原案）につ  
いて、審議を行った。

なお、審議にあたっては、従来どおり委員会審議を公開し、府民意見や意見  
陳述の公募を行うとともに、審議概要をホームページで公表するなど、透明性  
の高い委員会運営に努めた。

## 2 審議対象の基準

審議対象の基準は、別表（P9）のとおりである。

## 3 審議結果（審議の詳細はP10からP26を参照）

### （1）再評価対象事業

再評価対象事業と府の対応方針（原案）

事業名	対応方針（原案）
①一般国道（旧）170号交差点改良	事業継続
②主要地方道 堺大和高田線交差点改良	事業継続
③主要地方道 大阪中央環状線鳥飼大橋（北行）架替	事業継続
④主要地方道 枚方富田林泉佐野線（都市計画道路梅が丘 黒原線）道路改良	事業継続
⑤一般府道 大阪枚岡奈良線交通安全施設整備	休止
⑥都市計画道路 枚方藤阪線	事業継続

上記の再評価対象6事業の対応方針（原案）について審議した結果、①、②、  
③、④、⑤の5事業の対応方針（原案）については、本委員会に提出された資料  
と説明の範囲において、適切であると判断した。⑥については、事業目的や残事  
業費、進捗状況を考慮し、事業継続（再開）すべきと判断した。

なお、個別事業の審議における主な論点と今後の事業実施において改善・留意  
すべき事項は、以下のとおりである。

しながら、今後、新たな事業を開始する際は、当初計画における事業費積算の精度を向上させるため、事前調査の手法を工夫するなど、できる限り努力されたい。

#### ⑤一般府道 大阪枚岡奈良線交通安全施設整備

東大阪市の中心的市街地形成地域において、右折車による渋滞の解消、自転車、歩行者の安全確保を図るため、右折レーンの設置及び自転車歩行者道の拡幅を行う事業である。

今回の審議対象事業のうち、対応方針（原案）が休止とされているのは、本事業のみである。府が必要性を認めているにもかかわらず、休止とした理由を確認したところ、「財政再建プログラム（案）」（平成20年6月策定）の公共事業費2割削減の方針を受けて道路事業を重点化し、本事業のような地域課題解決を図る道路整備事業のうち、平成20年度の時点で早期の概成が見込めない事業を一時休止とする判断を行ったとの説明を受けた。

府の財政状況から、現在すでに一時休止していることは理解できるが、歩行者の安全確保という事業目的や総事業費32億円のうちすでに26億円が投資済みであることを考慮すると、可能な限り早期に事業を再開すべきであるとの判断に至った。

#### ⑥都市計画道路 枚方藤阪線

歩車分離による交通混雑の緩和と歩行者等の安全確保を図るため、現道（杉田口禁野線）の交差点改良及び自転車歩行者道の整備を行う事業である。

本事業は、事業費が3割以上増加する見込みとなったため、今回、審議対象となった。事業費の増加については、無電柱化工事の追加、買収予定地の地価上昇、補償対象物件の増加が主な理由であるとの説明を受けた。このうち、無電柱化工事については、道路事業とは目的が異なる事業であり、事業費は追加するのではなく、別に計上すべきではないかとの疑義があった。この点について、無電柱化の目的は、安全かつ円滑な交通の確保と景観整備であり、道路整備の目的と共通しているので、道路を新設する際は、原則として道路整備と一体で実施する方針であるとの説明を受け、事業費の追加計上は適切であると判断した。